



安西弁護士プロフィール

昭33 香川労働基準局に採用、昭39 国家公務員上級職格合格、昭43 司法試験合格、昭44 労働省退職、司法研修所に入る、昭46 弁護士登録（第一東京弁護士会）、昭60 第一東京弁護士会副会長、平成3年 最高裁司法研修所教官（民事弁護）、平11 日本弁護士連合会研修委員長、平16 中央大学法科大学院客員教授（平成21年まで）、その他 多数歴任

「採用から退職までの法律知識」等著書多数

労働法曹界の最高権威

安西弁護士による「改正労働法セミナー」を開催

—伝統芸能の地「名古屋能楽堂」にて、約600名が受講—

愛知県下各労働基準協会は去る9月29日、伝統

芸能の地 名古屋能楽堂に労働法曹界の最高権威として有名な

安西愈弁護士を迎え、「改正労働法に対応する人事管理を考えるセ

ミナー」を開催しました。

当日は、愛知県内の企業の経営者、労務人事担当者をはじめ約600名が参加しました。

安西弁護士は、「派遣先、発注者直接雇用みなしゃ有期契約の無期転換など改正労働法で企業の人事はどう変わるか」と題し、

特に9月30日施行により大きく様変わりする改正労働者派遣法について、改正後の労働者派遣事業の仕組みや派遣可能期間の考え方、10月1日に施行される平成24年改正労働者派遣法の第二次施行部分（労働契約申し込みなし制度）との関係、平成25年に改正された労働契約法の無期転換との

関連等、改正内容やその影響を深く掘り下げ、明解で分かりやすい説明がありました。

また終盤では、労働安全衛生法、パートタイム労働法等労働関係法令の改正についても触れ、労働関係法の改正が相次ぐ中で必要となる企業の対応の変化についての解説が行われました。

セミナーは、今後の改正法への対応の道標となる大変有意義な内容となり、盛会のうちに終りました。